

令和元年度

広報いしい増刊号

よくわかる!

石井町



目次

●新時代と共に 石井町長 小林智仁	3
●副町長・参事・教育長・教育次長の挨拶	8
●各課等の紹介	
総務課	11
財政課	13
出納課	13
税務課	14
住民課	15
長寿社会課	16
福祉生活課	17
子育て支援課	18
健康増進課	19
環境保全課	20
産業経済課	21
建設課	22
危機管理課	23
議会事務局	24
農業委員会	25
水道課	26
学校教育課	27
社会教育課	28
給食センター	29
保育所	30
幼稚園	31
●石井町消防団・名西消防組合	32
●小林町長のまちを歩けば	33
●道路の愛称が決定しました	34
●台風接近時のごみ収集について	35
●防災 警戒レベル④で全員避難!!	36
●防災 水害・土砂災害について	37
●石井町役場庁舎見取り図	38
●お問い合わせ先一覧	39

今年のテーマは

『新時代と共に』



時代は平成から令和へと新時代の幕が開きました
石井町の新たな歴史を皆さまと共に！！

石井町長

小林 智 仁

石井町の歴史写真



合併前、昭和初期の高川原村役場(左)と
昭和20年頃の藍畑村役場(右)



旧 石井町役場



現在の石井町役場



手作業での田植え風景



旧 石井駅



現在の石井駅



町の合併祝賀パレード



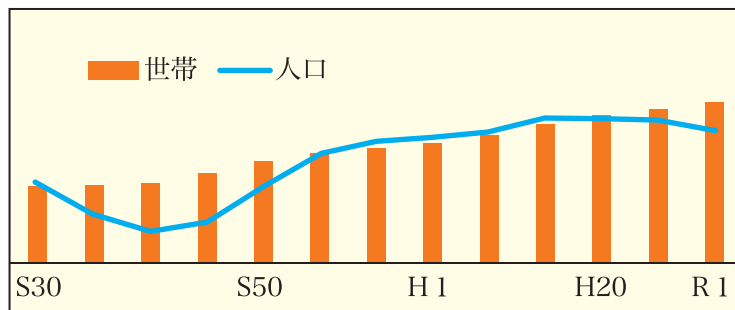
六条の渡し船



現在の六条

昭和30年の合併以来、64年かけて形成されてきた石井町

●世帯と人口の推移



戦後からの復興、高度経済成長、人口増加、大量消費・大量破棄時代を経て



成熟社会、少子高齢、人口減少、エシカル時代へ
地域の良さを協働で磨きつつ、積極的にPRすることで地方創生！！

～地域で子育てができる町～

子育て支援

●子育て世代包括支援センターを開設（平成31年4月～）

◇妊娠・出産・育児に関する
相談と情報提供

◇産後ケアとして助産師が
全戸訪問し無料相談



●在宅育児応援クーポン事業開始（令和元年10月～）

インフルエンザ予防接種等に使えるクーポン券を配布（0～2歳児を在宅で育児している世帯）

●第2子以降保育料の無償化を実現（令和元年10月～）

国の施策+町独自の施策を組み合わせ、多子世帯の経済的負担を大幅に軽減！！

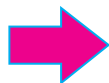
		保育料	主食費	副食費
町内 保育所	第1子	(0～2歳)所得に応じて	※1	
	第2子以降	無料	有料	無料
町内 幼稚園	第1子	無料	有料	無料
	第2子以降	無料	無料	無料

(※1 給食費として保育料に含む)

●老朽化した子育て関連施設の計画的な更新と充実



旧 石井幼稚園

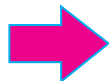


新 石井幼稚園

平成31年4月～
開園



石井学童施設 増築前



増築後



新 高原学童施設

定員40名増！
総定員120名

移住・定住の促進

●平成28年度転入者数 759名 → 平成30年度転入者数 792名

33名の増

～安心して住むことができる町～

●保健・医療・福祉の充実

- ・特定健診の**自己負担金（1,000円）の無料化**を継続（平成30年度～）
- ・40歳以上の方を対象に**県内で唯一すべてのガン検診無料化**（子宮ガン検診のみ20歳以上）
- ・中学3年生へのインフルエンザ予防接種費用を助成
- ・いきいき100歳体操の推進



●高齢者外出支援事業を開始（令和元年6月～）

原則として
75歳以上で自家用車を保有していない方

バス券	100円×12枚	} 4,800円 助成
タクシー券	300円×12枚	

☆74歳以下でも支援が必要な方は、気軽に長寿社会課にご相談ください！
皆さまの声を聴き、**進化する施策として展開**していきます！

●生活支援のノート「わたしの人生のあゆみ」作成と無料配布

エンディングノートとしても活用できます。
長寿社会課にて配布していますのでお気軽にお問い合わせください！



防災・減災対策

●家具転倒防止対策事業→対象者を全世帯に拡充！！**県内初**（令和元年9月～）

全国各地で大規模な地震が多発しています。
せめて寝室だけでもまずは設置してください！！

皆さまと共に、災害時死者ゼロを目指し！！

●走る！見守りカメラ活動スタート！！**県内初**（令和元年8月～）

ドライブレコーダーによる町の見守り協定を神山町と共に名西警察署と締結
事件事故や、行方不明者などに関する早期解決・早期発見
および未然防止のため官民一体となった町の見守り体制を強化！

安心・安全なまちづくり！！

ご協力していただける方も同時に募集中



～持続的発展を目指すまち～

農業振興

●未来の後継者！子どもたちに収穫体験

株みのるファームの協力を得て、高原保育所3歳児の子ども達とミニトマトの収穫体験をしました！



●石井町産「藤やさい」のブランド化を目指して

販路開拓やレシピ開発、キッチンカーで町内外へPRしています！



紫カリフラワー作付け面積

H28 0.9ha → 約1.5倍に増加 → H30 1.3ha

●農山漁村未来創造事業

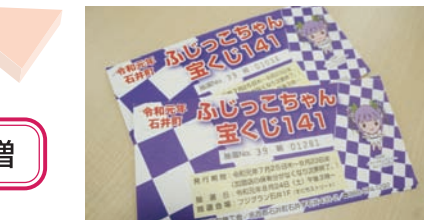
(雨よけ施設を利用したほうれんそう産地の再生事業)により、パイプハウス9棟を整備 (2991.6㎡)



地元企業育成

- ・地場産品を石井ブランドとして認定 → 48品目
- ・ふじっこちゃん宝くじを実施 → 経済効果2億円！ (平成30年度)

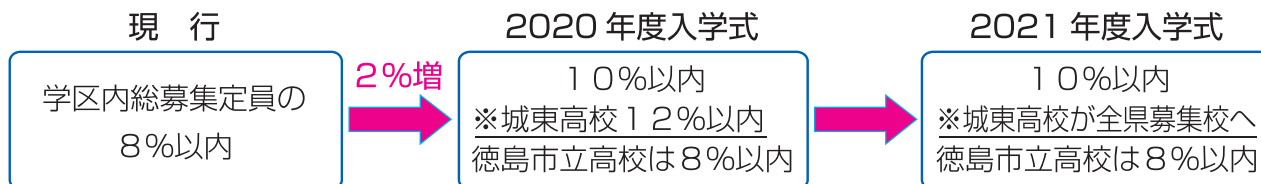
各種イベントも開催し関係人口増



新着情報

●学区制議論 半歩前進

鳴門市、板野町とともに石井町が徳島県教育委員会に対して要望していた不公平な現行の学区制見直しについて、半歩ですが前進しました！！



難しい課題ですが、声を上げ行動を起こすことで半歩前進しました。
今後も多くの方々のご協力とお力添えをいただきながら、新時代に合わない不公平な学区制の見直しに向け活動していきます！！

●石井町の「藍」関連が日本遺産に認定！

徳島市を含む9つの市町が連携して申請していた「藍のふるさと 阿波～日本中を染め上げた至高の青をたずねて」が、令和元年5月20日に日本遺産として認定されました。



石井町の構成要素は、歴史的建造物・国重要文化財指定の「田中家住宅」「武知家住宅」と古文書関連です。

9市町と連携を図り、「藍のふるさと」PRに努め、石井町のファンを増やします！

●エシカル啓発事業「ふじっこちゃんエコバッグ」を作成！！（今年度中）

使い捨てプラスチック及びCO2削減等のため、ほとんどの販売店等でレジ袋が廃止されてきています。

石井町は、「**エシカル宣言自治体**」として

ふじっこちゃんエコバッグを作成し、希望者等に配布することでエシカル消費を推進します。



次世代に素晴らしい環境を引き継ぐために！！

石井町はこれからも皆さんと一緒に頑張って頑張ります！



子どもたちへの給食の提供について

▶令和元年10月1日から学校給食センターでの調理業務などを民間委託します。

慢性的な調理員不足を解消し、学校給食の安定的な運営のために民間企業の力をお借りすることといたしました。

経費的にも従来と比べて節約できると試算しているところです。

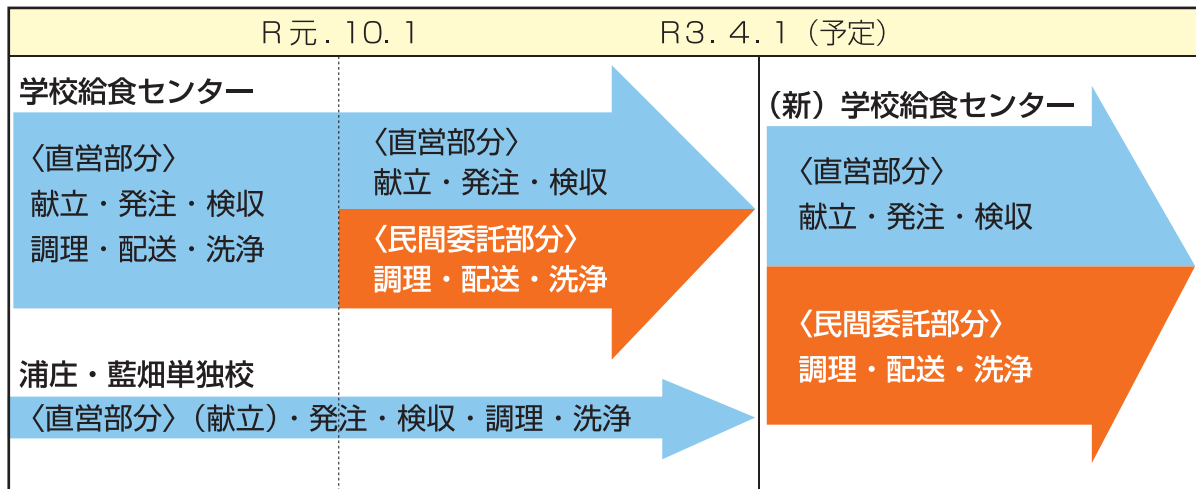


副町長 阿部 龍裕

年間経費の試算比較
(調理・配送・洗浄業務)

直営による場合の費用	→	今回の委託経費
7,600万円		6,710万円

今後の学校給食提供予定



▶令和3年4月1日(予定)から新しい学校給食センターでの給食提供を開始します。

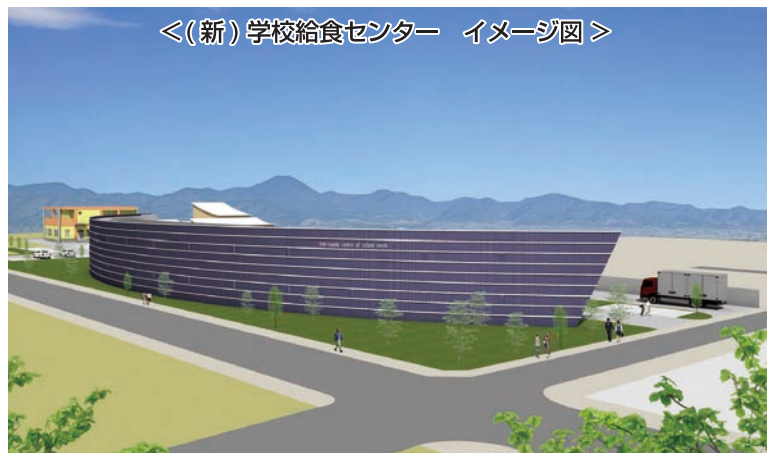
現在の学校給食センター(重松)は、昭和59年度から稼働し、建築後36年が経過しました。単独調理を行っている浦庄・藍畑両小学校の給食室も含め、老朽化による施設等の維持・修繕費が増加し、衛生面でも最新の管理体制への対応が難しくなっています。

そこで、町内すべての町立幼稚園・小中学校への給食提供を行うために、新しい学校給食センターを藍畑小学校西側の町有地に建設することといたしました。

この施設は、最新の衛生管理体制の下で給食調理を行う設計になっています。また、調理作業の見学スペースや食育の学習・研修スペースとして利用可能な会議室を設けていますので、児童・生徒の皆さんが見学でき食育にも活かせるほか、保護者や地域の方に活用いただくことも可能です。

今までの施設では対応できなかった食物アレルギー除去食への対応も一部可能となることも含めて、一層安全で美味しい給食を提供できるよう新学校給食センターの整備をすすめてまいります。

＜(新)学校給食センター イメージ図＞



町民との信頼の構築に向けて

4月1日より、参事を拝命いたしました。又、総務課長を兼務することになり、今までとは少し違った視点で職務を行うことが出来ると考えています。

特に参事職は、役場全体を把握・統括し、適切な人員配置をおこない、住民サービスに支障のないよう努めなければなりません。又、町長・副町長との連絡調整を的確におこない、各課との横の繋がりを大切にし、事務の総轄整理及び町長が指定する重要な施策に参画することが大事だと考えます。



参事 田中 達也

【組織づくり】

現在石井町の職員は、県下で最も若く平均年齢約38歳であり、若い力と新しい発想力で他の自治体の見本となれるよう職員一丸となって、住民サービス向上にまい進している所です。

行政サービスは、毎年多様化し、専門的知識を有する職員の育成も今後考えていかなければならない時代へと変わってきています。現在の職員は定期的に異動を繰り返し、役場組織の業務内容を各々把握しながら業務を進めています。基本的に若いときは2～3年、中堅職員で4～5年を目安に異動させ、あらゆる部署の業務に対応出来るよう職員の配置を考えていきます。

又、個々のスキルアップを図るため、各種研修会への参加を推進し、住民のニーズに応えられるよう人材育成にも努めていきます。

【職員心得】

石井町職員として、公務員としての心構えや態度についてもう一度振り返り、忠実な職務の遂行をおこなうとともに、職務に当たっては、いつも相手の身になって、親切・公正・迅速・丁寧に行い、すべての皆様に不快感を与えないような職場づくりに取り組みます。

特に職員は、町民と接する機会が多く、色々な相談ごと等をお伺いすることが多々あります。中には難しい話もありますが、重要なのはよく話を聞き相手を理解することだと思います。

役場に来庁される方は何らかの用事があり来られている場合が多く、その際には笑顔で明るく対応することを忘れてはいけないと考えています。来庁者はお客様であり「身だしなみ」「言葉使い」に気をつけ、すべての人から好意と信頼を受けることが大切であり、職員としての心得を理解し職務を遂行することに努めて参ります。

【職員の信条】

- 一、誠を持って親切に奉仕しましょう。
- 二、和をもって協力一致しましょう。
- 三、規律を尊び守りましょう。
- 四、事務は迅速に処理しましょう。
- 五、清潔に整頓しましょう。

- い いつまでも
- し しんらいのある
- い いいいをめざす
- 町 まちづくり



石井町教育委員会

本町では教育振興基本計画（第2期）概要版「いしいの教育」を作成し、将来的な方向性や5年間に重点的に取り組む施策について示しています。子どもたちの未来への飛躍を実現するために、学校・家庭・地域のつながりを大切にしていきます。



教育長 武知 光子 教育次長 中村 淳

いしいの教育

基本目標

ふるさとを愛し 健やかな心を持ち 元気で よく学ぶ 人間の育成



幼児教育においてよく見聞きするようになったキーワードに「非認知能力」があります。非認知能力は、「生きる力」の基礎となる力です。好奇心や探究心、自信や自尊心、根気強さや忍耐力、思いやり等、幼児期に育みたい大切な資質・能力です。

小学校教育では、新学習指導要領の全面実施が間近に迫っています。本町では外国語活動は本年度から3・4年生で35時間、5・6年生で70時間の先行実施が始まっています。その他、プログラミング教育の導入等、新しい教育課程の編成・実施に向け準備を進めています。

中学校では、本年度より検定教科書を使った特別な教科道徳が始まりました。「教える道徳」から「考え、議論する道徳」への転換を図ります。

そして幼稚園、小学校、中学校の円滑な接続を図り、連続性のある教育活動を推進したいと考えています。

各課等の紹介

総務課 (☎088-674-1111)

職員の人事及び給与、文書の收受及び発送、町有財産の管理、行政情報化に関すること、電子計算機による事務の合理化及び調査、研究に関すること等の業務を担当しています。外部講師による職員接遇研修を実施し、より良い住民サービスの提供に努めて参ります。

また、令和元年6月から課の再編により総合政策課が統合され、新たに地域情報係が加わりました。空き家対策、統計調査及び広報等に関する業務を担当しています。石井町の魅力や新鮮な情報を町内外の皆様にはわかりやすく情報発信いたします。

皆様から「住んでみたい石井町」「これからも住み続けたい石井町」と思っただけのまちづくりに取り組みます。



課長 田中 達也



総務課 集合写真

管財係 課長補佐 澤野 史明

総務課管財係では、公印の保管、庁舎の管理、町有財産の管理・処分、書庫・倉庫及び公用車に関することなどの事務を行っています。町有財産の処分として、利活用計画のない町有地については、売却も行っておりますので、宅地分譲用地等としての購入についてぜひ御検討ください。

行政情報係 課長補佐 藤本 洋一郎

行政情報係として、情報セキュリティ対策の実効性を高めるとともに、障害・事故及びシステム上の欠陥の未然防止のみならず、情報セキュリティインシデントが発生した場合を想定し、拡大防止・迅速な復旧のための対策に取り組んで参ります。

庶務係 係長 齋藤 直子

総務課庶務係では、文書の受付や発送・保存、契約に関すること、町長の予定に関することなどの事務を行っています。

また、ふるさと納税の申請も受け付けています。たくさんの方に「石井町を応援したい!!」と言ってもらえるよう、町内事業所のご協力のもと、魅力ある返礼品を用意しております。

石井町を PR し、地域活性化や地場産業の振興に繋げていければと思っています。

行政係 課長補佐 武市 知己

総務課行政係では、職員の任免等人事に関すること、職員の給与、勤務条件に関すること、職員の研修に関することなどの事務を行っています。新しい制度への対応など、人事給与システムをさらに活用し、各課等における給与事務、内部事務の効率化に努めていきたいと考えています。

主な仕事として、広報、統計調査及び空き家対策を担当しています。

広報では、まちの皆様と役場をつなぐ『広報いしい』を年間6回発行するほか、石井町公式ホームページやインスタグラム、いしいアプリを活用して、わかりやすく正確な情報発信を心がけます。

また、いしいCATVと協力して『小林町長のまちを歩けば』の番組を企画し、わがまちの魅力をもっと知っていただけるよう取り組んでいます。

統計調査は、現在のまちの状況を把握し、これからのまちづくりの方針や政策に活かしていくための大切な取り組みです。種類も多く、日頃から町民、事業者の皆様には調査員や回答者として本当にお世話になっています。

来年2月に町内の農林業の状況を調査する「世界農林業センサス」、10月には5年に一度の「国勢調査」が実施される予定です。

石井町の未来をつくる大切な調査です。お手数をおかけしますが、ご協力をお願いします。

最後に空き家対策ですが、管理不十分な空き家が周辺の住環境を悪化させないように、所有者の皆様にも適正な管理と活用を呼びかけています。

柱や基礎等が大きく傷み、倒壊の危険性がある空き家には、とりこわしの費用を一部補助する制度もございますので、とりこわしを考えている方は是非総務課までご相談ください。



★町民サービス情報★

■プレミアム付商品券事業

2019年度住民税非課税の方や小さな乳幼児のいる子育て世帯を対象に、最大2万5千円の商品券を2万円で購入できる事業です。対象と思われる方には申請書を郵送していますので、希望者は申請をしてください。(小さな乳幼児のいる子育て世帯は申請不要です。)

■石井町地域振興事業補助金

地域の健全な発展を図るため、自治会が行う清掃、美観の維持や文化活動、交通安全、防犯、自主防災等の事業に対し、補助金(1世帯あたり1,000円)を交付し地域活動を支援しています。

■町民法律相談事業

石井町顧問弁護士による無料で行う町民法律相談を実施しています。

年4回(5月・8月・10月・1月)各回5名、一人30分以内の個別相談を実施しています。

■石井町空き家バンク

空き家の有効活用をお手伝いするため、「売りたい」「貸したい」空き家の情報を石井町空き家バンクに登録し、石井町で空き家を探している人々に情報提供しています。

交渉や契約には宅地建物取引士が間に入ってくれますので、安心です。

財政課 (☎088-674-7501)

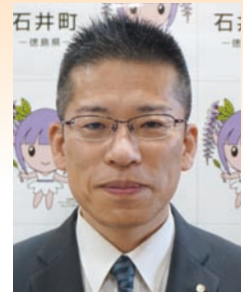
財政課は、町の財政に関することを担当しています。

具体的には、地方交付税に関する事務、自治体の借金である地方債の発行、償還などを行っています。

また、各課からの要求を踏まえて、様々な調整をし、歳入歳出予算を編成しています。

令和元年6月からは、新たに企画調整係が加わりました。

このため、町の重要施策の総合的な企画及び町政に関する業務が追加となり、町の最上位計画である、総合発展計画の策定などにも取り組んでいます。



課長 伊延 徹哉



財政課 集合写真

財政係 係長 古庫 泰英

他の部署からの要求を踏まえ、地方債の活用や地方交付税などにより歳入を確保することで予算を作成し、その適切な執行を促しながら、決算においては、財政事情の公表などにより、町の姿を正確にわかりやすくお知らせしています。

企画調整係 係長 田中 直志

まちの重要な取り組みの企画や調整、まちづくりに関する様々な計画を立てています。令和元年度から2か年をかけて、今後10年間のまちづくりに関する方針を定めた「石井町総合発展計画」を策定します。

アンケート調査へのご協力ありがとうございました。次はワークショップを行う予定です。一緒に石井町の将来について考えてみませんか。

出納課 (☎088-674-7502)

出納課では、皆様から納めていただいた各種税金、保険料をはじめ、国・県補助金、使用料・手数料などの収入現金を管理し、各課からの支出に関する書類を審査・確認のうえ支払業務を行っています。この収支状況については、毎月監査委員の検査を受けており、5月末の出納閉鎖後、決算書類を作成しています。今後においても、法令や予算に照らし合わせて、適正かつ迅速な会計処理に努めます。



課長 近久 和代



出納課集合写真

仕事を進めていくうえで、他課等との調整や情報共有等コミュニケーションを図りながら、対応していきます。そして、会計事務の適正化を図り、日々の実務をしっかりと処理し、公金取り扱いの重要性やその重みを十分に認識しながら、仕事に取り組みます。

税務課 (☎088-674-1115)

石井町では、私たちが健康で文化的な生活を送るために、個人ではできない様々な仕事（公共サービス等）をしています。このような「公共サービス」や「公共施設」を提供するためには、多くの費用が必要になります。その費用をみんなで出し合って負担しているのが「税金」です。税金の使いみち（予算）は町民の代表である町議会議員によって、町議会で決定されています。

町政運営の主要な財源である町税について、正確な課税事務の執行及び公平・公正な滞納整理により町民の皆様の信頼を得るとともに、公共サービス等のための安定的な財源の確保に努めます。



課長 内藤 泰典



税務課 集合写真

町民税係 係長 藤井 卓也

町民税は、私たちの暮らしをよくするための費用を前年の所得に応じてみんなで分担し合う「会費」のようなものです。今年度から原則すべての事業主の皆様に従業員の個人住民税を特別徴収していただいています。事業主の皆様は引き続き、個人住民税の特別徴収にご協力をよろしくお願いします。

徴収係 係長 藤井 卓也

石井町では、徳島県と協定を締結し、税金の徴収を強化しています。納税へ前向きな意志を示されない方に対しては、法令どおり滞納処分を実施し、適正に納税をしていただいている方との公平性確保に努めています。もし、納付が困難である場合には、徴収係までお気軽にご相談ください。

固定資産税係 係長 脇川 浩二

固定資産税とは、毎年1月1日現在に土地・家屋・償却資産を所有している方が、その固定資産の価格を基に算定された税額を所在する市町村に納める税金です。固定資産評価基準に基づき、適正な価格の決定に努めます。

国民健康保険税係 係長 福島 千聡

国民健康保険税係では、被保険者の所得や資産等に応じて税額の算定を行っています。

国民健康保険税は、加入者が病気やけがをしたときに安心して適切な医療を受けるための大切な財源です。

適正な課税、また、内容をわかりやすくお伝えできるよう努めます。

軽自動車税 係長 福島 千聡

軽自動車税は、その年の4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の所有者に対して課税される税金です。4月2日以降廃車等の手続きをされた場合でも、全額納めていただく必要があります。また、口座振替の方に限り、納税証明の有効期限の延長が可能になりました。証明が必要な方は窓口までお問い合わせを！

★町民サービス情報★

窓口に行く時間がない、忙しくて・・・というっかり納期限を忘れてしまうことはありませんか？口座振替なら確実です。町指定の金融機関でお手続きください。また、インターネットで24時間いつでもどこでも納付手続きができるクレジットカード納付が可能となっています。詳しくは窓口もしくは石井町ホームページでご確認ください。

住民課 (☎088-674-1114)

住民課は、戸籍・住民登録に関する届出や個人番号カードの受付、住民基本台帳などの整備、戸籍謄抄本・住民票の写し、印鑑証明などの発行、国民健康保険の保険証の交付及び保険給付、国民年金手続き、選挙管理委員会などの業務を行っています。

これからも、町民の皆様が安心して笑顔で利用できるよう、丁寧な対応を心がけていきます。



課長 井内 利充



住民課 集合写真

住民課では、窓口で本人確認をさせていただく手続きが多数あります。ご来庁の際は、本人確認書類をご持参ください。ご協力をお願いします！！

戸籍住民係 係長 青山 友紀

住民課は、役場へ来られた方の最初の窓口となることが多い課です。

来庁者一人一人の目的に応じた対応ができるよう、また、内容を分かりやすくお伝えができるよう、笑顔で丁寧な対応を心がけるとともに、適切で正確な業務を行いたいと思います。

国民年金係 係長 河野 強

国民年金は、20歳以上60歳未満の国内在住者は、原則加入しなければならないことになっております。20歳到達者や離職後の加入手続き、また免除・猶予申請の受付等業務を行っています。内容を分かりやすくお伝えし親切丁寧な対応を心がけ、石井町に住んでいて良かったと思って頂けるように取り組んでいきたいです。

国民健康保険係 課長補佐 遠藤 哲雄

国民健康保険は、いつ起きるか分からない病気やケガに備え、他の公的医療保険制度に加入していない方が必ず加入しなければならない助け合いの制度です。

国保の資格取得喪失に関する業務や、保険証の発行、高額療養費の支給等、複雑な業務を住民の皆様方に分かりやすくお伝えできるよう心がけていきます。



★町民サービス情報★

○窓口業務の時間延長（要予約）

- ・実施日・延長時間 毎週木曜日（祝日・年末年始を除く）午後7時30分まで
- ・取扱業務 戸籍謄抄本・住民票の写し・印鑑登録証明書（印鑑登録証カードが必要）の交付
印鑑登録（ご本人の登録のみ）
- ・予約方法 当日の午後5時までに住民課へご連絡ください。

長寿社会課 (☎088-674-6111)

高齢者のみなさまがいつまでも自分らしく誇りをもって、住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができるよう、介護保険や後期高齢者医療保険を中心とした事業を行っています。

また、石井町藤クラブ（老人クラブ）など諸団体の方と連携し、地域で共に支えあう楽しく住みよいまちづくりを目指しています。



課長 片岡 秀文



長寿社会課 集合写真

介護保険係 係長 吉井 英之

介護保険は、介護が必要な高齢者を40歳以上の方で公平に支える制度です。介護が必要な方が自立した日常生活ができるよう介護サービスを提供するとともに、介護を予防するために必要なサービスも提供しております。

ご自身またはご家族の介護などでご相談がありましたら、長寿社会課までお気軽にご連絡ください。

長寿対策係 係長 石舟 素彦

後期高齢者医療と高齢者の方の生きがい対策、福祉に関する事務を担当しています。

後期高齢者医療制度は75歳以上の方と65歳以上で一定の障害があると認定された方の医療制度です。徳島県後期高齢者医療広域連合が運営しておりますが、石井町が住民の方の窓口となっております。

生きがい対策では、藤クラブのみなさまにスポーツ、文化、ボランティアなどの活動に取り組んでいただいております。高齢者福祉としては、緊急通報装置の貸与、権利擁護などの事業を行っています。

石井町のみなさまが高齢期にも健康で楽しく過ごせるよう心がけ、地域のみなさまのご協力をいただきながらがんばっていきたいと思います。

★町民サービス情報★

- ・ **高齢者外出支援事業** 75歳以上の方のみの世帯で自家用車を保有していない等、外出支援が必要な方にバス・タクシーの利用助成券を交付します。
- ・ **生活支援のノート** 高齢者の生活支援のためのノート「わたしの人生のあゆみ」を配布しています。エンディングノートとして使用することもできます。
- ・ **いきいき百歳体操** いつまでも健康で楽しくすごしていただけるよう、介護予防や認知症予防に効果がある「いきいき百歳体操」を推進しています。5人以上のグループなどの条件を満たしていれば、理学療法士を派遣いたします。
- ・ **敬老会・金婚者激励会** 80歳以上の方や金婚・ダイヤモンド婚を迎えられたご夫婦を招待し、中央公民館で激励会を開催しております。
- ・ **敬老祝金** 人生の節目を迎えられた88歳の方と100歳の方に祝い金を支給し、長寿を祝福いたします。

福祉生活課 (☎088-674-1116)

障がい者の生活支援体制の充実を図るとともに、ニーズに応じた障がい福祉サービスの提供体制の整備を行い、自立と社会参加をサポートし、地域で支え合うことのできる社会の実現に向け取り組みます。

石井町にお住まいのみなさんが快適に生活できるよう、民生委員・児童委員や関係機関と連携し、より良いまちづくりを目指します。



課長 米澤 庄司



福祉生活課 集合写真

生活対策係 課長補佐 麻植 智子

生活相談（生活保護等）について、石井町にお住まいで生活に困っている方は、お気軽にご相談ください。必要に応じて、関係機関（徳島県東部保健福祉局・石井町社会福祉協議会等）への取り継ぎを行います。

障がい福祉係 係長 坂本 千秋

障がい福祉係は、障がい者手帳や障がい福祉サービス、自立支援医療など、心身の障がいをお持ちの方の日常生活に関わる手続きを担当しています。障がいに関する事で、お困りの事や不安な事等がありましたら、お気軽にご相談ください。

施設係 係長 田中 保吉

施設係は、町営住宅及び防犯灯等に関する事務を担当しています。

防犯を目的とした防犯灯の設置等により、安全で明るいまちづくりに努めます。



障がい者基幹相談支援センター

★町民サービス情報★

石井町では、「名西郡障がい者基幹相談支援センター」で、経験豊富な社会福祉士等2名が常駐しており障がいのある方やそのご家族が抱えている課題にきめ細かく対応します。

さらに、「名西郡障がい者虐待防止センター」も併設しており、24時間365日虐待の通報を受け付けています。利用料は無料ですので、お気軽にご相談ください。

名西郡障がい者基幹相談支援センター

電話：088-615-8550 ファクシミリ：088-615-8551

名西郡障がい者虐待防止センター

電話：088-638-2770 ファクシミリ：088-615-8551

子育て支援課 (☎088-674-1623)

子育て支援課では「子育てしやすい町づくり」を理念に、経済的な負担の軽減や、安心して子育てができる環境の整備、また子育てに関する相談や助言など、総合的な子育て支援を行っています。今後も子育て支援のさらなる充実を目指し、子育て世代に選ばれる魅力のある町づくりを積極的に進めて参ります。



課長 奈良 貴美子



子育て支援課 集合写真

〈児童福祉係〉

児童手当・児童扶養手当・子どもはぐくみ医療費助成などの各種届出、保育所や学童保育・放課後子ども教室に関する業務のほか、ひとり親に対する支援、一時預かり事業や子育て短期支援事業・病児保育など様々な事業も行っています。

また今年度からは、幼児教育・保育の無償化や在宅育児応援クーポン事業など、新しい事業もスタートします。安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できるよう、お手伝いさせていただきます。

児童福祉係 係長 小川 佳子

子育ては大きな喜びや楽しみをもたらしてくれます。その一方で、様々な悩みや不安を感じたり、ついイライラしてしまうこともたくさんあります。そんな時は誰かに頼ったり、ちょっと一休みすることも大切です。

私たちは、子育て中の皆さんの1本の支えとなり、不安や悩みを少しでも軽くできるよう行政サービスの向上に努め、笑顔で子育てができる町づくりを目指します。

〈児童対策係〉

子育てに関する情報提供や保育施設の利用調整等、必要に応じ、相談・助言などを行い、身近な場所においてワンストップで相談ができ地域資源を活かしたソーシャルワーク的な支援をしています。

石井町で安心して生活できるよう一人一人の子どもの最善の利益を保障し、健やかに成長できることを願っています。

児童対策係 係長 山口 友紀

子育てには、迷ったり、悩んだり、初めてで分からないことがたくさんあると思います。また、子育てに限らない様々な相談など一人で抱えずにどんな些細なことでもかまいません、気軽にご相談ください。

保育士としての専門性を活かしながら、包括的に地域資源をコーディネートし、お手伝いをします。一緒に考えていきましょう。

★町民サービス情報 ～ブックスタート事業～

石井町に生まれた赤ちゃんに、絵本を通じてふれあうひとときを持つきっかけづくりのお手伝いとしてH20年からブックスタート事業をしています。

乳児健診時の機会にボランティアが一人ひとりに読み聞かせをし、絵本をプレゼントしています。絵本を繰り返し読む中で、保護者の温かな言葉をたくさんきかせてあげてください。



健康増進課 (☎088-674-0001)

健康増進課では、「自分の健康は自分で守る」の趣旨のもとに町民のみなさまの生涯を通じた健康づくりを推進するため、保健センターを拠点とした保健予防活動を行っています。

健診や健康相談、家庭訪問など各種事業を実施し、町民のみなさまの病気の予防や健康づくりに努めています。



課長 河崎 洋子



保健総務係 課長補佐 大亀 睦美

保健センターは、町民のみなさまの健康づくりのため、各種健診・健康相談・健康教育等のサービスを行っています。

ライフステージに応じた健康情報の発信や気軽に相談いただける窓口として、体制や環境の充実を図りたいと思います。



保健予防係 主査 新居 紫織

保健予防係では、さまざまな年代（妊娠期～高齢期）の方の健康づくりに関するお手伝いをさせていただいています。

特に、妊娠中から子育て期にかけての支援を充実させるため、平成31年4月に「子育て世代包括支援センター」を健康増進課内に開設しました。センターでは、保健師・助産師が健康や子育てに関する様々な相談に対応しています。

また、生活習慣病予防のための各種健診（がん検診・歯周疾患検診・特定健診）等も実施し、病気の予防・早期発見・早期治療に取り組んでいます。

健康増進課（保健センター）には保健師・管理栄養士等の専門職が常駐し、電話相談や家庭訪問等で健康に関するご相談に応じています。今後も、皆様が気軽に相談できる窓口としてご活用いただけるよう頑張りたいと思います。

★町民サービス情報★

石井町では、県内で唯一がん検診等（肺がん・胃がん（バリウム検査）・大腸がん・乳がん・子宮がん・前立腺がん・歯周疾患検診）を無料で実施しています。（もし個人的に検診を受けた場合、総額 20,000 ～ 38,000 円かかります…ぜひご活用ください。）

また「子育て世代包括支援センター」では、不安や心配の多い産後の時期に助産師による乳房マッサージ（一部有料）や助言・支援を無料で受けることができます。相談は、電話・来所・訪問等に対応させていただきます。ぜひ気軽にご活用ください。

環境保全課 (☎088-674-6842)

環境保全課（環境対策係）では、石井町内の家庭や事業所から出た一般廃棄物である、「ごみ」や「し尿」の処理（収集運搬・処分）及び環境保全に関することを所管しており、町が所有する4つの衛生施設＜①清掃センター（焼却処理施設）②リサイクルセンター（選別・圧縮・梱包処理及び保管施設）③クリーンセンター（し尿処理施設）④一般廃棄物最終処分場（埋立処分及び浸出水処理施設）＞の施設管理に関することを担っています。



課長 木村 勇人



環境保全課 集合写真

■電気式生ごみ処理機等購入費補助金

家庭用の電気式生ごみ処理機等の購入費を補助しています。

町内に住所を有し、かつ、居住している方に対し、電気式生ごみ処理機かコンポスターで、町内の取扱店で購入するものを対象に購入金額の2分の1（限度額3万円）の補助金の交付が受けられます。

※『補助金交付決定通知書』を受け取る前に購入した場合は補助金を交付できません。

■浄化槽設置整備事業補助金

町内の住宅用の既設の単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽へと転換する場合、転換及び既設槽撤去費用の一部を補助しています。補助金額等については、環境保全課（清掃センター内）までお問い合わせください。

ふじっちゃんとの3つのや・く・そ・く☆ ＜きれいな水環境を守りましょう＞

浄化槽の①保守点検②清掃③法定点検は法律で義務化されています。義務を果たして、きれいな水環境を守りましょう！

①保守点検 通常4か月に1回は、県の登録を受けた者に浄化槽の保守点検をしてもらってください。

②清掃 1年に1回は、町の許可業者に浄化槽内の汚泥等の引出しや槽内の清掃をしてもらってください。

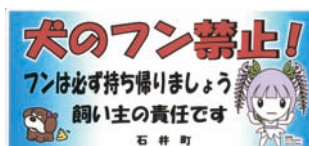
③法定検査 浄化槽が適正に管理され、正常に機能しているかを確認するため、毎年、徳島県環境技術センターによる水質検査を受けてください。

※①②の実施頻度は浄化槽の処理方式により異なります

★その他★

「ごみ収集カレンダー」を毎年3月に、ごみの分別方法や出し方をまとめた「ごみ分別事典」を不定期に発行しています。

また、「ごみ散乱防止用ネット」や「環境美化看板（①犬のフン禁止！②あきカン・ゴミ捨てないで!）」を希望者にお渡ししています。



産業経済課 (☎088-674-1118)

産業経済課では、町内の各産業がともに活性化し発展することを目指しいろいろな事業を実施しています。農業では、担い手の育成、優良農地の確保と活用、藤やさいのブランド化、商工業においては創業支援や町特産品のPR等による販路拡大に取り組み、地域産業力の強化を図っています。

観光関係では、情報発信の強化や広域連携により徳島県東部地域の観光振興を図ることで、本町の観光資源の魅力向上や交流人口増加の推進に努めていきます。



課長 太田 勝久



産業経済課 集合写真

企業誘致係 課長補佐 佐野 千里

石井町への企業誘致に向けた勧誘や相談などを行っています。地場の企業や産業は守りつつ、新たな企業の誘致を積極的に推進します。

農政係 主査 上田 陽子

国や県の補助事業を活用して、石井町の主力農産物である「ほうれんそう」の産地再生や担い手の育成など、農業振興に取り組んでいます。

人・農地プランについて、真に地域の話し合いに基づくものにする観点から、実質化に向けた取り組みを進めるよう国から求められているため、本年度は農地の利用意向等に関するアンケート調査の実施を計画しています。

豊かな農村環境を保つために、耕作放棄地対策や有害鳥獣対策に取り組めます。

国土調査係 課長補佐 佐野 千里

国土調査とは、土地の境界・所有者・地番・地目・地積の調査を行い、地図及び簿冊を作成する業務です。現在石井町では、昭和57年度の調査開始から、石井町石井・浦庄・高原と調査を行い、現在は藍畑及び高川原地区の調査を行っている最中です。

国土調査を行って作成した成果を活用することで、皆様の土地の取引の円滑化や、災害時の迅速な境界復元による復興着手などが可能となります。皆様の土地の調査が円滑で正確に行えるよう、業務に取り組んで参ります。

商工観光係 係長 堀部 裕之

石井町にも魅力的な場所や物産品がいくつもあります。ITや様々な媒体の活用により、それらをさらにPRして認知度の向上を図り、町内に人の流れをつくります。

さらに、商工業の振興や新規創業を後押しし、町内外で広く人気がある「ふじっこちゃん」も活用しながら、町内の活性化を図るよう努めます。

また、エシカル宣言をしている町としてエシカル消費の推進に取り組みながら、住民の方にもエシカル消費の普及啓発を進め、町全体として持続可能な社会の実現を目指します。

★イベント情報★

12月初旬 石井ウィンターイルミネーション点灯式 (OK いしいパーク)

12月中旬 石井町農産物品評会 (JA 名西郡本店)

※農家の皆さんからの多数の出品をお待ちしています。

表彰式終了後には、出品された農産物の即売会があります。ご来場をお待ちしています。

建設課 (☎088-674-1117)

- ・町の将来の発展を見据え、基幹道路の整備、安全で安心な生活道路の維持管理に努めます。
- ・国、県と協力し、河川・排水路の整備による浸水被害対策に努めます。
- ・都市公園の景観維持・整備・修繕に力を注ぎ、幅広い世代で交流できるように快適な空間を提供します。
- ・適正な工事の施工を確保し、公正で透明性の高い入札制度の維持に努めます。



課長 東内 徹



建設課 集合写真

工務係 係長 田中 利直

石井町発展のため、工務係では、道路を新設し、災害時にも強い道路の整備や拡幅、側溝の新設等を行い、利便性の向上を図っております。なお、快適に利用できる状態を保つために、破損や劣化した道路や水路の補修を行っています。

用地係 主査 山口 和久

用地係では、基幹事業に伴う道路用地の取得や町道拡幅要望に応じた道路用地提供（寄付）に関する業務など、道路環境をよりよくしていくための登記業務などを行っています。

営繕係 主査 山口 和久

営繕係は、建築等に関する相談があれば助言をしていきます。

管理係 主査 山口 和久

暮らしやすい生活環境には、道路は必要なものだと考えております。管理係は、石井町の管理する道路を安全に利用していただくために、日々道路パトロールなどを行い道路の管理業務を行っています。また、道路上に危険なところがあれば、迅速に対応して、快適に道路を利用できるように努め道路環境に関する町民からの声にも対応していきます。

都市計画係 係長 田中 利直

都市計画係では、前山公園や飯尾川公園など、都市公園の景観維持、整備、修繕に努め、幅広い世代で交流できる快適な空間としてご利用いただけるよう管理しております。また、安心して暮らせる住宅環境や移住定住促進を目的とした住まいや空き家のリフォーム工事の補助金事業も行っています。



架替工事を行った町道高川原33号線の八坂橋

★町民サービス情報★

- ・ **住まいのリフォーム応援事業（補助対象には各種要件あり）**
 - 自ら居住するための住宅改修 工事費の20%（上限20万円）
 - 多世帯同居を開始する方の住宅改修 工事費の30%（上限30万円）
- ・ **空き家のリフォーム助成事業（補助対象には各種要件あり）**
 - 工事費の50%（上限50万円）

危機管理課 (☎088-674-1171)

南海トラフ巨大地震や活断層による地震など、頻発する地震災害対策や、異常気象による風水害対策など、住民の皆様安心して暮らしてもらえるまちづくりを推進します。

平成28年熊本地震や平成30年7月豪雨のような、これまで経験したことがないような災害にも備える必要があります。町民の皆様の生命・財産を守り、地域防災力の向上や住まいの耐震化など地震災害に強いまちづくりに向けた各種事業を実施しています。



課長 三河 和彦



防災対策課 集合写真

交通係 係長 田幡 育代

交通ルールの遵守と交通マナーの向上を、交通安全運動を通して石井町の皆様に伝えていきます。交通事故のない社会を目指します。

主な活動

- 春・秋の交通安全運動
- 交通安全マナーガールキャンペーン
- 交通マナーアップ推進県民運動

危機管理係 係長 田幡 育代

毎年、各地で甚大な災害が発生し、大切な命や家族を失う方がたくさんいます。私たちの役割は、あらかじめ災害への備えをすること、発災時に住民の皆様と協力して被害を減らすこと、発災後に生活環境の復興をお手伝いすることです。災害に負けない町づくりを住民の皆様とともに行っていきます。

主な業務

- …消防・水防に関すること
- …防災に関すること
- …防犯連合会に関すること
- …自主防災組織に関すること
- …住宅の耐震診断・耐震改修に関すること
- …ブロック塀の撤去・建替えに関すること
- …石井町地域防災交流センターの管理運営
- …石井町防災センターの管理運営

★防災行政無線放送が変わりました★

令和元年7月から防災行政無線放送で避難情報を放送するとき、サイレンが流れます。音声とともにサイレンの回数で避難情報を伝えます。

警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始で、[サイレン]が3回

警戒レベル4、避難勧告、避難指示(緊急)で、[サイレン]が6回

石井町では、警戒レベルとサイレンで避難のタイミングを伝えます。警戒レベル3、警戒レベル4が発令された地域にお住まいの方は、速やかに避難を開始するなど、命を守る行動を開始してください。

なお、防災行政無線放送が聞き取れなかったときは、テレフォンサービスをご利用ください。

防災無線放送テレフォンサービス 088-674-7730

議会事務局 (☎088-674-7500)

町議会は町民から選挙された議員により、町民を代表して町全域の問題について議論し、予算を決めたり、条例の制定や改廃などの審議をしたりします。地域住民の立場に立って町の政策を決定するところであり、町民の福祉の向上と、地域の発展に貢献することを目的としています。



事務局長 黒川 浩

(1) 議員の定数と任期

任期：4年（現在の議員の任期は平成31年4月21日から令和5年4月20日まで）

定数：14人

(2) 町議会の会議

本会議 ——— 定例会・・・年4回（3月、6月、9月、12月）
 — 臨時会・・・必要に応じて臨時に開かれる議会

◎そのほかに、全員協議会や、より細かく専門的な審議をする常任委員会、特別委員会などがあります。

(3) 委員会

常任委員会	— 総務常任委員会		
	— 産業建設常任委員会		
	— 文教厚生常任委員会	任期：2年	定数：各5名
特別委員会	— 河川・危機管理特別委員会		
	— 環境衛生対策特別委員会	任期：なし	定数：各7名
議会運営委員会		任期：2年	定数：5名

石井町議会の紹介・・・・・・・・・・・・・・・・



後列左から 黒川 浩・大西 隆夫・有持 益生・平野 忠義・永岡 栄治・谷 雅史・木下 貴雄・武市 奈見子・浅井 千紘
 (事務局長) (事務局職員)

前列左から 山根 由美子・川端 義明・久米 毅・後藤 忠雄・仁木 孝・井上 裕久・谷脇 孝子
 (議長) (副議長)

(令和元年10月現在)

事務主任 浅井 千紘

議会の本会議の議事に関することや請願、陳情の收受、配布、送付に関すること、会議録の調製、保管に関することなどを行っております。少しでも多くの方に議会を見ていただき、町政に興味を持っていただきたいと思います。

農業委員会 (☎088-674-7507)

農業委員会は、農業委員と農地利用最適化推進委員を中心に、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申などの業務を行うとともに、農地利用の最適化の推進のため、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農業委員会の主たる使命を果たせるように取り組んでいきます。



事務局長 坂本 清晃



農業委員会 集合写真

主事 鎌田 祐輔

農地の売買や貸借などの権利移動や農地転用に伴う農地法等許可業務のほか、農地利用最適化、遊休農地解消のため、農業委員と農地利用最適化推進委員と連携し、石井町の農業の発展に向けて努めます。

また、農業者年金の加入推進も行っておりますのでよろしくお願いいたします。

★その他★

【農業委員会委員並びに農地利用最適化推進委員の主な業務】

- 農地法に基づく権利移動（農地の売買や貸借、農地転用）の許可業務等（農業委員）
- 「人・農地のマッチングと農地利用の最適化」の推進業務
担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進などの現場活動（農業委員・農地利用最適化推進委員）

農業委員会委員（14名）

氏名	主な担当地区	氏名	主な担当地区
田幡 裕	石井東（年金推進部長）	祖上 俊郎	東高原・池北・桑島・中島
宮本 誠司	石井西	小川 耕司	西覚円・高畑西
林 和正	国実・大万	加藤 恵美	高畑東・第十
福原 孝典	上浦・諏訪	武知 健治	東覚円・中須・竜王
松家 寛佳	下浦	久米美智也	高川原
山口 弘司	関・中須・平島・西高原	大西佐知子	加茂野・市楽・桜間
矢部 幸一	町内全域（会長）	加藤 賢司	天神・南島（会長職務代理）

農地利用最適化推進委員（5名）

氏名	担当地区
木下 隆雄	石井地区
岩本 光雄	浦庄地区
藤井 利夫	高原地区
宮本 和明	藍畑地区
高橋 一嘉	高川原地区

農業や農地に関するご相談は農業委員会事務局または、農業委員・農地利用最適化推進委員までお気軽にご相談ください。

（委員任期：平成29年7月20日～
令和2年7月19日）

水道課 (☎088-674-1141)

地図情報と水道管路情報を電子化し、これらの情報を一元的に管理し、日常業務の効率化と緊急時対応の迅速化等を図ることにより、住民サービスの向上に欠かせない「管路管理システム」を構築します。

少子高齢化における人口減や老朽化した管路の取り替えなど、町単独では厳しい状況のなか、国の「水道広域化推進プラン」及び県の「徳島県水道ビジョン」を踏まえ、水道事業の広域化に取り組みます。



課長 以西 誠司



水道課 集合写真

業務係 主査 多田 和人

各家庭等で水道水が使用できるようにする開栓や、供給を中止する閉栓を届出に基づき、迅速かつ確実にいきます。毎月の水道メーターの検針により計量した使用水量を細かく点検し、使用された方から正しく水道料金をいただきます。また、公平性を確保するため、滞納をなくす努力を続けます。

工務係 課長補佐 盛 孝

水道施設（配水池等）及び給配水管の維持管理（漏水調査等）に努め、町民のご理解とご協力のもと、石井町指定給水工事業業者への指導・監督をし、工事の円滑で確実な施工ができるよう努力します。

給水係 課長補佐 盛 孝

給水装置工事申請者（町民）、石井町指定給水工事業業者への丁寧な説明をし、事務処理の円滑をはかり、的確で確実な設計・積算を目標に掲げ、安全、安心な水道水の供給に努め、満足度100%を目指します。

総務係 主査 坂本 亜紀

お預かりした貴重な料金を、命を守る安全な水道水として皆さまに提供できるよう水道事業のお財布を預かっています。国や県の動向を把握し、健全な運営を目指し、確実に経理を行っていきます。

★水道課からのお知らせ★

急に水道料金が高額になった場合・・・まず、水もれ（漏水）をしていないか点検しましょう。

水もれしているかどうかは簡単に確かめることができます。

- ① 家の中の蛇口などを全部閉めましょう
- ② 量水器（水道メーター）を確かめましょう

量水器の矢印部分が動いていると、水もれしている可能性があります

※大切な水を無駄にしないためにも日頃から点検を行いましょ



水道メーター

学校教育課 (☎088-674-7505)

石井幼稚園新園舎の開園、中学校校舎トイレの全面改修、小中学校教育ICT化などの教育環境整備を行うとともに、新学習指導要領による来年度からの小学校外国語活動は、本年度から、先行実施により取り組んでいます。

また、子ども・子育て支援法改正による幼児教育・保育無償化にともない、町立幼稚園等の保育料（実費徴収分を除く）を本年10月より無償化します。



課長 桃井 淳



学校教育課 集合写真

学校教育係・営繕係 課長補佐 上田 曜子

学校教育係は、児童・生徒の就学及び転入学に関することや、幼稚園の入学に関すること等を所管しており、営繕係は学校・その他教育施設の建設計画や維持補修に関すること等を所管しています。

各学校・園と連携し、安全で快適な学校・園生活の維持・向上に努めます。

総務係 主査 花本 忠久

総務係は、教育委員会の会議及び委員会所管の人事に関すること、町立幼稚園・小学校・中学校の管理及び教育振興に係る予算編成、執行管理などを主に担当しています。

これからも、教育現場と連携し、連絡調整を密に行うことにより、子どもたちへの教育が円滑に実施できるよう努めて参ります。

★町民サービス情報★

1. 預かり保育支援

町立幼稚園では、降園後、保護者の就労等のため家庭で保育することができない幼児を対象に幼稚園でお預かりしています。また、夏季休業日、冬季休業日、春季休業日、卒園後、入園前、土曜日にも必要に応じています。

2. いい英語大好き支援

幼稚園・小学校を対象に、英語の巡回指導を行っています。

3. 子どもの読書を推進

子どもたちに家庭などでの読書の習慣を身につけ、本に親しんでもらうことで、読解力を高めることなどを目的とし、小学校1年生を対象に「どくしょにつき」を配布しています。

4. スクールカウンセラーの設置

いじめ・体罰等に早期対応ができるよう相談窓口としてスクールカウンセラーを設置しています。専門的知識及び経験を有する臨床心理士を任用し、児童・生徒及び保護者等へのカウンセリングを行っています。

社会教育課 (☎088-674-7505)

住民一人ひとりが、生涯にわたっていきがいと自己実現を求め「いつでも」「どこでも」「だれにでも」自発的・主体的に学習することができるよう、生涯の各時期に対応した学習機会を提供するとともに、学校、家庭、地域で教育の協働を推進するため、地域総ぐるみによる子供から大人までの学習活動の支援に努めます。



課長 鎌田 克己



社会教育課 集合写真

社会体育係 課長補佐 川端 裕之

健康で明るい豊かな生涯スポーツを促進し、町民の心身の健康増進と連帯意識の高揚を図るため、体育・スポーツ活動の振興に努めています。

四銀いしいドームや前山体育館等の体育施設が住民に愛されるように鋭意工夫を重ねてまいります。

指導係 係長 壹岐 一哉

中央公民館及び各分館を中心とし、子どもから高齢者まで、すべての年代の方が充実した学びの機会を得られるよう、各種団体の社会教育活動を支援しています。

また、公民館を地域の交流活動の場として活用してもらい、町民同士の交流の機会を設けることにより、活動団体のネットワークづくりを支援し、暮らしやすい地域を目指します。

日本遺産になった「阿波藍」をはじめとする石井町の歴史を伝える文化財を保護し、多くの方に知っていただくため、情報の発信に努めます。また、地域の歴史を身近に感じられる憩いの空間を作るため、阿波国分尼寺跡の史跡整備を進めています。

人権係 主査 黒田 千秋

人権・同和問題の早期解決のため、町民の人権意識の高揚と同和問題の正しい理解を図ることを目的に研修を重ね、『差別のない町』となるよう取り組んでいきます。

図書係 主査 黒田 千秋

中央公民館図書室の蔵書を充実し、町民が興味や関心を持った事柄を調べたり、学習することを支援いたします。

また、移動図書館車運行により、より多くの町民の皆さまに読書に親しんでいただけるよう、地域の隅々まで図書館サービスが均衡に行きわたるよう努力してまいります。

★町民サービス情報★

- ★田中家住宅近隣に日本遺産の解説を行う多目的広場を整備する計画を進めています。
- ★中央公民館図書室にグローバルコーナーが設置されました。積極的な活用をお願いします。
- ★四銀いしいドームに、4人同時でトレーニングを実現することができる「4ステーション」が設置されています。これは徳島県初です！

給食センター (☎088-675-1210)

提供する給食については、10月1日より調理・配送・洗浄部門の民間の事業者において業務を実施することになりました。献立や地産地消を推進する為の入札等の業務はこれまでどおり町が行い安心して安全な給食提供を実施致します。米飯のお米は、昨年度食味ランキングにて徳島県で初めて特Aに選ばれた品種の町内産の「あきさかり」を使用しておいしい給食の提供を心がけています。

また、6月と1月の食育の日には石井町もりだくさんの日として石井町野菜をたくさん食べていただける献立で給食提供します。毎月の献立は「給食だより」に掲載し啓発活動を行っています。

藍畑小学校隣地に新しく給食センターを建築します。令和3年4月調理開始予定です。新しい給食センターからは、浦庄・藍畑小学校の給食室で作っていた給食も含め調理することになります。



所長 岡田 匡範



給食センター 集合写真
(令和元年8月末撮影)

県栄養士

給食の献立作成や、食材の入札・発注・検収、食育指導等を行っています。栄養バランスを考えながら、子どもたちに「美味しい!」と言ってもらえる献立を作っていきます!

事務主任 近藤 彰

給食センターの仕事は、これからの未来を担う子どもたちに給食を提供し、子どもたちの成長を昼食の側面からサポートさせてもらうことです。

私は、給食センターの一員として、センター内の総務全般、調理業務等の委託先である(株)東洋食品との各種連絡調整や、委託に係る事務を行っています。実際の調理には携わりませんが、(株)東洋食品や県栄養士と連携し、安心して安全、子どもたちに「石井町の給食は美味しい!」と言ってもらえる給食を提供できるよう、事務員としてサポートしながら、日々の業務を頑張ります!

★町民サービス情報★

食育推進事業

生きる力をはぐくむ食育の推進と学校給食の充実を目指して食育推進委員会や食育リーダー部会の開催など、学校食育推進体制の整備及び学校・家庭・地域の連携による食育の推進を図るとともに、親子料理教室や食生活アンケート等を実施して、朝食を食べることの重要性だけでなく、その食事の中身も重要であることを児童・生徒や保護者に啓発しています。

緊急時対応給食購入事業

突然給食が提供出来なくなった事故等に対応するために、温めなくてもそのまま食べられる救食カレーと救食コーンポタージュを各校へ配備し災害や事故等に備えます。

保育所



高川原保育所
所長 西村 千代美



浦庄保育所
所長 東條 由香理



高原保育所
所長 米田 智己

保育所は、児童福祉法に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進する生活の場です。

保育所は、専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行います。

子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことを目標としています。また、入所する子どもを保育するとともに、入所する子どもの保護者に対する保育に関する指導・支援・援助及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。



高川原保育所 集合写真



浦庄保育所 集合写真



高原保育所 集合写真

保育時間について

【開所時間】

平日		土曜日	
開所時間	閉所時間	開所時間	閉所時間
7:30	19:00	7:30	12:30

【通常保育（月～金曜日）】

保育標準時間 8:00～19:00(11時間)

保育短時間 8:30～16:30(8時間)

【土曜保育】

3保育所を総合し、高原保育所で行います。

保育時間 7:30～12:30

毎週木曜日までに、申し込みが必要です。

【午前延長保育】

7:30～8:30

※ 7:30から8:00は、

申し込みと別途延長保育料が必要です。

(1日 200円・1ヵ月 2,500円)

【午後延長保育】

16:30～19:00

※ 18:00から19:00は、申し込みが必要です。

【休所日】

日曜日、祝祭日、年末年始

その他（警報発令時等の危険を伴う時）

幼稚園



石井幼稚園
園長 麻植 康代



浦庄幼稚園
園長 湯浅 美和子



高原幼稚園
園長 岩本 美佳



藍畑幼稚園
園長 高橋 淑子



高川原幼稚園
園長 山北 美由起

幼稚園では豊かな生活体験を通して、健康な心と身体・言葉の獲得・豊かな感性と表現する力・身近な環境とかかわる力・人とかかわる力を身に付けます。

- ◎一人一人の良さと可能性を伸ばします。
- ◎遊びを通して心身の調和のとれた発達の基礎を培います。
- ◎小学校へのなだらかな移行のため幼児期にふさわしい教育を行います。

登園時間	午前7時40分～午前8時30分
降園時間	短縮保育日(給食のない日)午前11時30分
	通常保育日(給食のある日)午後2時
預かり保育	午後2時～午後7時 降園後の保育です。保護者の就労等により午後7時まで利用できます



幼稚園 集合写真

★1日の園生活★

- 8:30 登園 (小学校登校班でも登園しています)
登園時の活動 (靴をはきかえたり、園児服を脱いだり、自分でします)
興味関心をもって主体的に取り組む活動 (夢中になって自分が好きな遊びを楽しみます)
学級全体で取り組む活動 (クラスの友達とのつながりを深めて、協力して遊ぶ)
学年や園全体で計画的に取り組む活動 (園行事や季節に応じた活動・英語指導・体育指導など)
- 11:30 学校給食 (友達と一緒に楽しみながら給食をいただきます)
- 13:00 降園前の活動 (先生や友達と1日の出来事を話したり、明日の予定を聞いたりします)
- 14:00 降園
- 19:00 預かり保育 (要件あり)

★保育料等(10月から無償化)★

保育料(月額) 実費徴収を除く保育料が無料です。

預かり保育料(月額) 無料です。ただし、教材費(おやつ代含む)が必要です。

土曜預かり保育料 5園を統合し、1カ所の園で保育を行います。
保育料は無料ですが、教材費(おやつ代含む)が必要です。

☆預かり保育を利用するには支給認定・就労証明書が必要になります。

☆預かり保育の教材費(おやつ代含む)は利用時間によって金額が違ってきます。

石井町消防団



団長 久米 清文

消防団は、地域の有志の人々によって組織されており、義勇的、ボランティア的な性格が強い組織ですが、市町村の公的な消防機関であり、消防署と協力して火災、災害及び人命の救助に出動するとともに、火災予防の普及啓発活動等を行います。

名西消防組合

「名西消防組合 消防本部」

名西消防組合は、石井町と神山町で構成され、今年4月で設立40年を迎えました。

1本部2署（石井消防署・神山消防署）消防職員数51名で、火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命救助に関すること、地震などの自然災害による被害を軽減するための防災対策など、地域のみなさまの生命・身体・財産を守るため職員一丸となって取り組んでいます。

消防本部は、消防事務を統括し、消防の予算及び人事に関すること、消防施設の強化拡充、防火対象物の検査、消防統計の事務処理を行っています。

令和元年度全国統一防火標語 「ひとつずつ いいね！で確認 火の用心」

令和元年度危険物安全週間推進標語 「無事故への 構え一分の 隙も無く」



消防長 田中 憲博

「名西消防組合 石井消防署」

石井消防署は、署長以下25名の職員が2交替制で、午前8時30分から翌朝8時30分までの24時間勤務体制で業務を行い、町民の方々の安心安全を確保することに努めています。

消防署は、火災、救急及び救助などの災害対応が主な業務ですが、その他にも災害に備えた各種訓練、管内の地理・水利調査、住民への応急手当等の講習会、管内事業所等への防火訓練指導、人が多く出入りする施設等への立入検査及び住民への火災予防広報といった様々な業務を行っています。

救急車の出動件数が急増しています。緊急を要する方のために、救急車の適正利用をお願いします。

徳島子ども救急電話相談（相談利用料は無料 ※電話通話料金は利用者負担）

局番なしの「#8000」番または ☎088-621-2365

月曜日～土曜日：午後6時～翌朝8時まで

日曜日・祝日・年末年始：24時間対応



署長 原田 和昭



令和元年6月～
再スタート
しています。

石井町の魅力・情報を発信!!

小林町長のまちを歩けば



役場前のふじっこちゃんから《再スタート》



『みるるファーム』



トマトの収穫体験



レトロモダン
『いにしえ堂』を
紹介



高原保育所3歳児の子どもたちと



子どもたちと

真剣勝負!



『オート三輪ミーティングinいしい』
珍しい車が、県内外からたくさん!!



『高浦オルカーズ! 高浦クローバー!!』
『勝利を目指して頑張るぞ! おー!!!』

番組は、
石井CATVで放送します!
取材の希望があれば、
総務課までご連絡ください。
☎088-674-1111

道路の愛称が決定しました



石井町では、道路に対する親近感を高め、生活と密接に関係する道路に関心を深めていただくために、町内の6つの道路で愛称を募集しました。

町内外114名より応募があり、選考の結果、愛称が決定しました。決定した愛称は次のとおりです。

町道南島11号線
愛称 穀菜(こくさい)通り



町道高原6号線
愛称 高浦街道



町道高川原27号線
愛称 高川原中央通り



町道石井188号線、238号線
愛称 ふれあい通り



町道石井28号線
愛称 桜並木通り



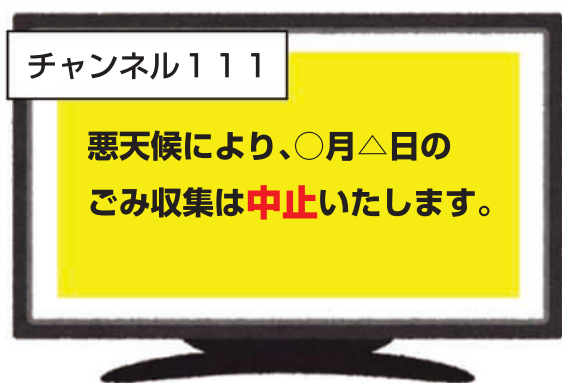
町道石井50号線、石井123号線
愛称 石井アグリ通り



台風接近時のごみ収集について



台風接近などの悪天候時には ごみ収集を中止することがあります



中止する場合は、
石井CATV
でお知らせします。

悪天候時には、ご確認ください！

台風の大型化や大被害を伴う悪天候が全国的にも増加傾向にあり、町民のみなさまからも、ごみ収集に関する問い合わせの電話が頻繁にあります。

そこで、石井町では、強風によるごみの飛散防止や収集時の安全確保のため、悪天候時にごみ収集を実施しない場合を想定し、「ごみ収集業務の実施の有無について」の情報を提供します。悪天候の場合は、町ホームページ、いしいアプリ、石井CATV（文字放送）で『ごみ収集情報』を確認してください。

なお、悪天候により、ごみ収集を実施しない場合は、原則として代替日は設けませんので、次回の同じ分別区分の収集日にごみ出しをお願いします。

また、ごみ収集を実施する場合でも、資源ごみ等のごみ出しは風で散乱するなどの恐れがあるため、控えていただきますようお願いいたします。 **ご理解・ご協力をおねがいします。**



問 環境保全課（清掃センター内） ☎674-6842

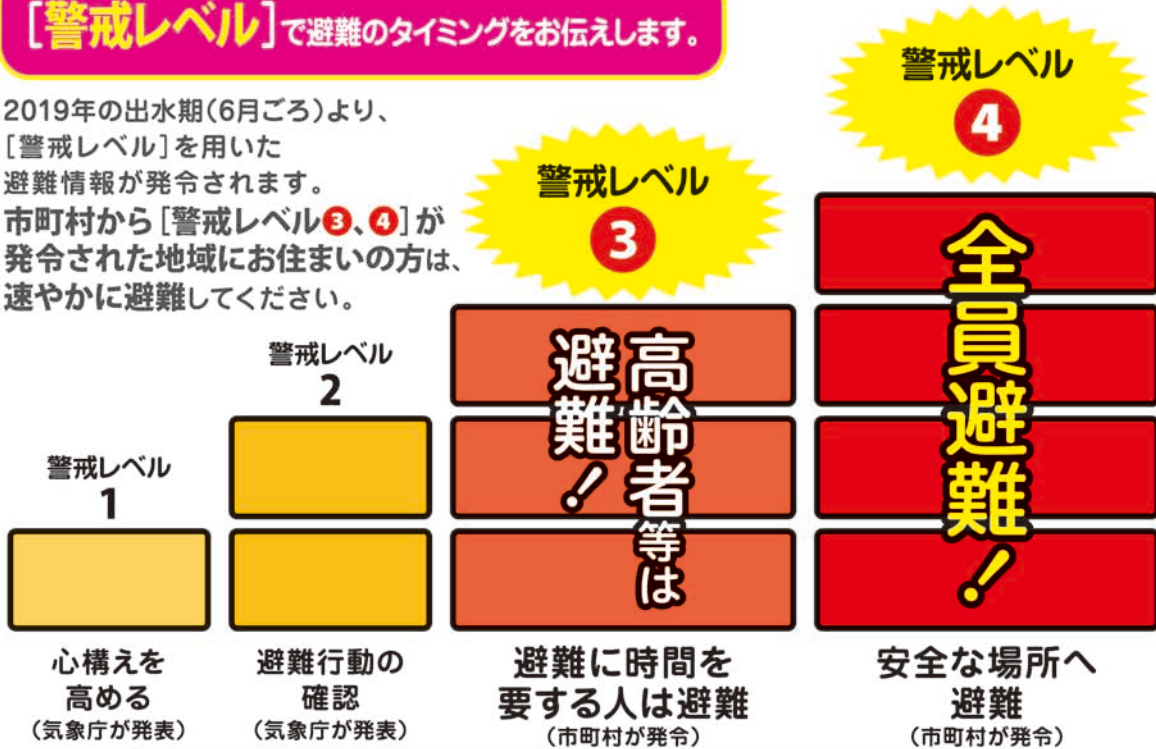
逃げ遅れゼロへ!

防災情報はいろいろあるけど
いつ避難すればいいの?

警戒レベル 4 で全員避難!!

[警戒レベル]で避難のタイミングをお伝えします。

2019年の出水期(6月ごろ)より、
[警戒レベル]を用いた
避難情報が発令されます。
市町村から[警戒レベル**3**、**4**]が
発令された地域にお住まいの方は、
速やかに避難してください。



[警戒レベル5](市町村が発令)は既に災害が発生している状況です。

次のような内容で自治体から避難行動を呼びかけます!

呼びかけの
一例

警 戒
レ ベ ル
4

避難勧告の
伝達文例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を
発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- 〇〇地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所
に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

警戒レベルととるべき行動を端的に伝えます

避難勧告の発令を伝えます

災害が切迫していることを伝えます

とるべき行動を伝えます

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、 国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階※1に整理しました。

<避難情報等>

<防災気象情報>

警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報(例)】
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動 をとりましょう。	災害発生情報 ※2 ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令 (市町村が発令)	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難 しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内 のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 ※3 避難指示(緊急) ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令 (市町村が発令)	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難を しましょう。その他の人は、避難の準備を整え ましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始 (市町村が発令)	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、 自らの 避難行動を確認 しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)	これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)	

(国土交通省、気象庁、都道府県が発表)

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

Q&A

- 質問1) 防災気象情報は出てるけど、避難情報が出ていないときはどうすればいいの？
⇒市町村は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。
自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。
- 質問2) 避難指示(緊急)は、避難勧告と同じ警戒レベル4に位置付けられたけど、考え方が変わったの？
⇒**避難指示(緊急)は**、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されるもので、**必ず発令されるものではありません**。避難勧告が発令され次第、**避難指示(緊急)を待たずに速やかに避難**をしてください。
- 質問3) 洪水で「警戒レベル4相当情報」が既に出ているなかで、土砂災害で「警戒レベル3相当情報」が出たけど洪水のレベルも4から3に下がったということなの？
⇒洪水の危険性が4から3に下がったわけではありません。洪水は4のままで、土砂災害の3が追加されたのであり、**その地域は洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があります**。

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

**【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、
地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。**

■詳しく知りたい方は

内閣府 防災情報のページ

内閣府 避難勧告

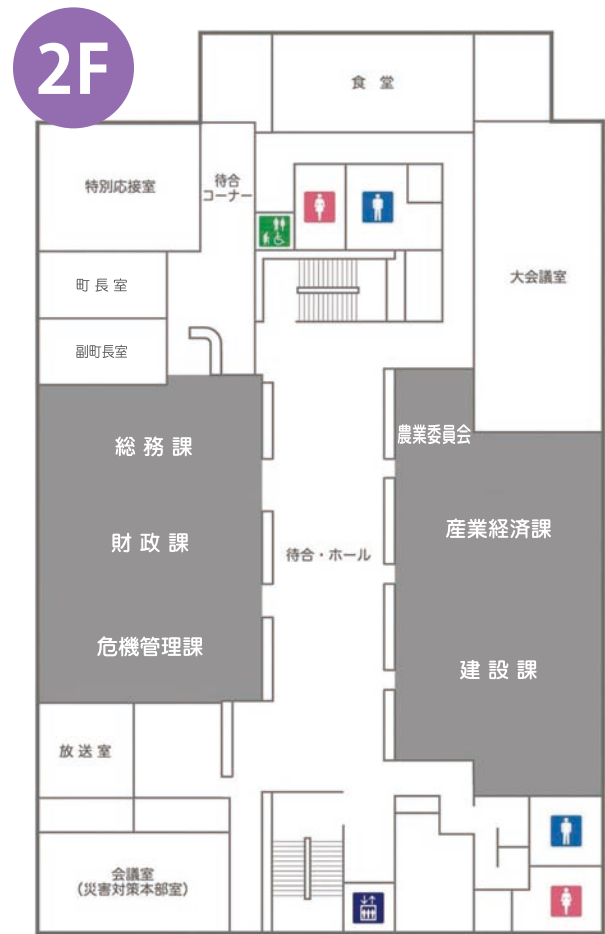
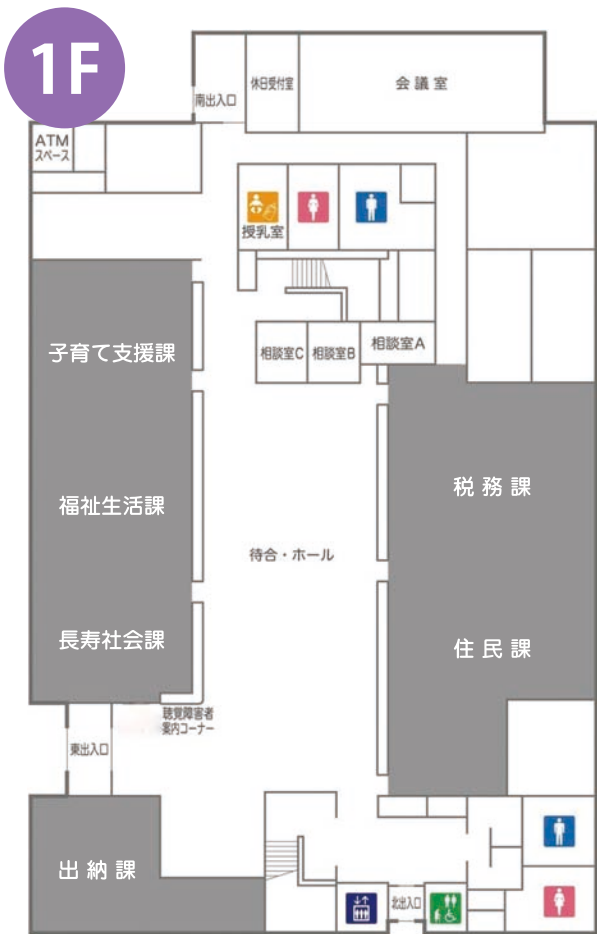
検索

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html



スマホ用
二次元コード

石井町役場庁舎見取り図



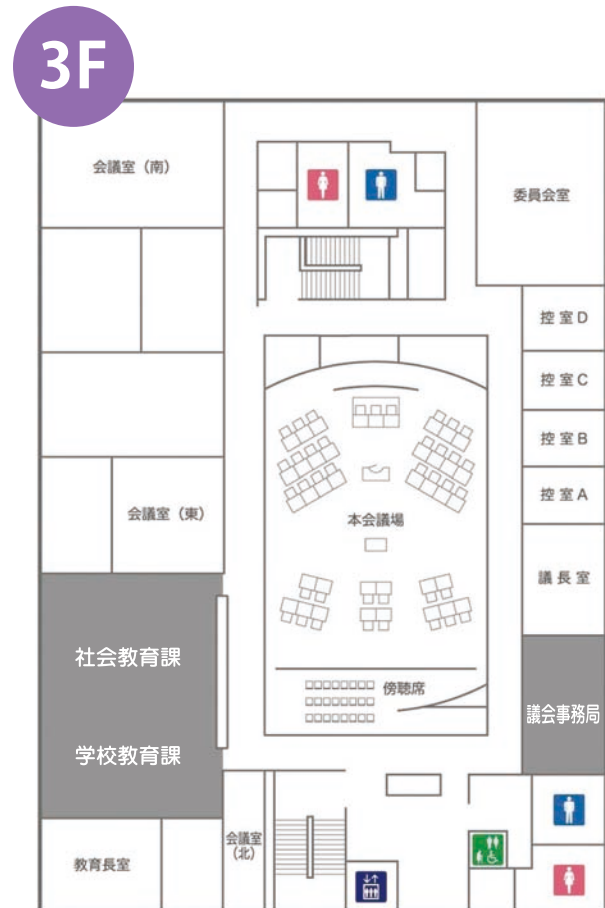
あなたの命を守ります!!

★緊急安心カード★

(裏表紙を切り取ってご利用ください)

石井町及び名西消防組合では、緊急時に傷病者の正確な情報を把握出来るよう緊急安心カードを作成しました。救急隊員等が傷病者本人の情報を確認することにより、適切な処置や搬送を行うことが出来ます。

☆緊急安心カードの利用は任意ですので、自己の判断と責任を持ってご利用ください。



かかりつけの病院 かかりつけの病院が記載されていても、必ずその病院へ搬送されるとは限りません。
(救急隊員等が専門病院への搬送が適当と判断した場合)

病院名
所在地
連絡先 ☎ (- -)

病名
お薬名

その他必要な事項 もしもの時は自分で返すことが出来ない場合があります。
家族・友人が一掃にいても調べてしまい正確な情報を伝えることが出来ません。

アレルギー 有・無 ()
持病 有・無 ()
その他気になる事を記入して下さい。

緊急安心カードは、緊急の場合に救急隊員にお渡し下さい。

かかりつけの病院 かかりつけの病院が記載されていても、必ずその病院へ搬送されるとは限りません。
(救急隊員等が専門病院への搬送が適当と判断した場合)

病院名
所在地
連絡先 ☎ (- -)

病名
お薬名

その他必要な事項 もしもの時は自分で返すことが出来ない場合があります。
家族・友人が一掃にいても調べてしまい正確な情報を伝えることが出来ません。

アレルギー 有・無 ()
持病 有・無 ()
その他気になる事を記入して下さい。

緊急安心カードは、緊急の場合に救急隊員にお渡し下さい。

↑ 切り取ってご利用ください ↑

お問い合わせ先一覧

事業の内容などについて、お気軽におたずねください。

※メールによるお問い合わせは、info@ishii.i-tokushima.jp まで

- 石井町役場 本庁舎 (石井町高川原字高川原 121-1)
- 総務課 …… TEL (088)674-1111
FAX (088)675-1500
 - 財政課 …… TEL (088)674-7501
 - 出納課 …… TEL (088)674-7502
 - 住民課 …… TEL (088)674-1114
 - 税務課 …… TEL (088)674-1115
 - 長寿社会課 …… TEL (088)674-6111
 - 福祉生活課 …… TEL (088)674-1116
 - 子育て支援課 …… TEL (088)674-1623
 - 建設課 …… TEL (088)674-1117
 - 産業経済課 …… TEL (088)674-1118
 - 危機管理課 …… TEL (088)674-1171
 - 議会事務局 …… TEL (088)674-7500
 - 農業委員会 …… TEL (088)674-7507
- 石井町教育委員会 学校教育課
TEL (088)674-7505
- 社会教育課
TEL (088)674-7505
- 水道課 (石井町高川原字高川原 2111-4)
…………… TEL (088)674-1141
- 健康増進課 (石井町石井字石井 380-11)
…………… TEL (088)674-0001
- 環境保全課 (石井町石井字石井 3025-1)
…………… TEL (088)674-6842

- 学校給食センター (石井町石井字重松 196-3)
…………… TEL (088)675-1210
- 浦庄保育所 (石井町浦庄字国実 115-1)
…………… TEL (088)674-6792
- 高原保育所 (石井町高原字西高原 214-1)
…………… TEL (088)674-3289
- 高川原保育所 (石井町高川原字高川原 202-1)
…………… TEL (088)674-6849
- 石井幼稚園 (石井町石井字石井 1170-1)
…………… TEL (088)674-1799
- 浦庄幼稚園 (石井町浦庄字下浦 481-1)
…………… TEL (088)674-4042
- 高原幼稚園 (石井町高原字西高原 214-1)
…………… TEL (088)674-4219
- 藍畑幼稚園 (石井町藍畑字東覚円 670)
…………… TEL (088)674-4679
- 高川原幼稚園 (石井町高川原字高川原 1258)
…………… TEL (088)674-3442
- 名西消防組合石井消防署 (石井町高川原字高川原 66-8)
…………… TEL (088)674-6788
- 石井町社会福祉協議会 (石井町高川原字高川原 2112-3
クリーンセンター管理棟内)
…………… TEL (088)674-0139

緊急安心カード



ふりがな
名前 男・女

救急隊員がこの情報を利用又は、医療機関に伝えることに同意します。

生年月日(明・大・昭・平) 年 月 日

血液型 型 石井町・名西消防組合

本人住所 石井町 字 番地

緊急連絡先①氏名 (続柄)
☎ (- -)

緊急連絡先②氏名 (続柄)
☎ (- -)

緊急安心カード



ふりがな
名前 男・女

救急隊員がこの情報を利用又は、医療機関に伝えることに同意します。

生年月日(明・大・昭・平) 年 月 日

血液型 型 石井町・名西消防組合

本人住所 石井町 字 番地

緊急連絡先①氏名 (続柄)
☎ (- -)

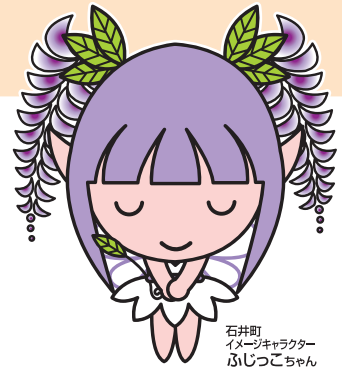
緊急連絡先②氏名 (続柄)
☎ (- -)

↑ 切り取ってご利用ください ↑

あなたの命を守ります!!

緊急安心カード (裏表紙を切り取ってご利用下さい。)

- ☆緊急安心カードの利用は任意ですので、自己の判断と責任を持ってご利用下さい。
- ☆2つ折りにして財布などに携帯して下さい。又、ご家庭の場合は、冷蔵庫などご家族の目にとまりやすい場所に設置して下さい。
- ☆このカードが複数必要な場合は、コピーしてご使用下さい。



石井町
イメージキャラクター
ふじっこちゃん